

外郭団体の運営に関する基本指針の策定について

1 目的

外郭団体の運営は、団体自らが主体的に判断し、その責任において行っていくことが基本であるが、市の行財政との密接な関係をもつものであることから、公平、公正かつ適切に業務が遂行され、市民の信頼を確保することが重要である。

外郭団体の運営に対する市の関与についての指針を策定し、外郭団体の自主的、自立的な運営基盤の確立に資することを目的とする。

2 対象とする団体

- (1) 市からの財政支出や人的支援の状況から判断して、市と関連が深い法人
- (2) 市と密接な関係をもち、団体の運営が本市の継続的な財政支出に大きく依存しているもの

3 所管部長等の責務

所管する外郭団体等に対し、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って市との役割分担のもと業務が適正かつ効率的に運営されるよう指導及び調整を行う。

4 運営における関与事項

所管部長等は、以下の事項について適切な指導又は対処を行うこととし、必要に応じて、その状況と指導・対処内容を市長へ協議又は報告する。

(1) 経営基盤の充実強化の要請

- ① 自主財源による自主運営を基本とした経営努力による採算性の確保
- ② 経営状況を考慮した役員及び職員の報酬・給与
- ③ 経営の健全化と効率化に向けた取り組み

(2) 適正な人員配置の要請

- ① 役員及び職員の適材適所の配置
- ② 役員及び職員数
- ③ 職員の資質向上（人材育成の取り組みへの協力）

(3) 事業内容の点検

- ① 事業が、社会情勢の変化に対応し、市民ニーズに適応したものであるか
- ② サービスの水準と事業コスト
- ③ 市又は他の外郭団体等との業務の重複
- ④ サービスの提供手法

(4) 運営の効率化推進のための財政的関与の点検

- ① 補助金等の必要性、補助対象事業及び補助率
 - ② 委託の必要性討、委託事業及び積算方法
- ※ 特に市施策の推進上必要な場合を除き、財政的関与はできるだけ縮小

5 自立化・活性化に向けての人的関与の点検

(1) 人的関与の妥当性

※ 特に市施策の推進上必要な場合を除き、人的関与はできるだけ縮小

6 検査・監督体制の充実

各所管における検査・監督体制の充実

7 自主的な情報公開の推進の要請

自主的な情報提供の推進

第 1 目的

外郭団体の運営は、団体自らが主体的に判断し、その責任において行っていくことが基本であるが、市の行財政との密接な関係をもつものであることから、公平、公正かつ適切に業務が遂行され、市民の信頼を確保することが重要である。

本指針は、外郭団体の運営に対する市の関与について必要な事項を定め、もって外郭団体の自主的、自立的な運営基盤の確立に資することを目的とする。

第 2 対象とする団体

本指針における外郭団体とは、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定を基本に、市からの財政支出や人的支援の状況から判断して、市と関連が深い法人をいう。

また、上記の外郭団体の範囲には該当しないものの、市と密接な関係を持ち、団体の運営が本市の継続的な財政支出に大きく依存しているものを関連団体とし、外郭団体に準じた取扱いを行うものとする（以下、外郭団体と関連団体を併せて「外郭団体等」という。）。

第 3 所管部長等の責務

外郭団体等を所管する部長（部長、市長公室長及び教育次長をいう。以下「所管部長等」という。）は、所管する外郭団体等に対し、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って、市との役割分担のもと業務が適正かつ効率的に運営されるよう指導及び調整を行うものとする。

市長公室長は、外郭団体等に対する指導が統一かつ円滑に行われるよう、指導に係る事項の調整を行うものとする。

第 4 運営における関与事項

所管部長等は、以下の事項について適切な指導又は対処を行うこととし、必要に応じて、その状況と指導・対処内容を市長へ協議又は報告する。

1 経営基盤の充実強化について

- (1) 経営方針を明確にするよう求めるとともに、自主財源による自主運営を基本とした自らの経営努力により採算性の確保に努めるよう求めること。
- (2) 役員及び職員の報酬・給与については、経営状況を十分考慮するよう求めること。
- (3) 外郭団体等自らが中長期経営計画等を策定し、達成状況を評価・検証するなかで課題を明確化し、経営の健全化と効率化に向けて取り組むよう求めること。

2 適正な人員配置について

- (1) 外郭団体等設立の趣旨を勘案し、役員及び職員の適材適所の配置に努めるよう求めること。
- (2) 外郭団体等の役員及び職員数が、事業規模、事業内容及び経営状況に応じたものとなるよう求めること。
- (3) 外郭団体等の職員の資質向上を図るため、人材育成の取り組みに協力すること。

3 事業内容の点検について

- (1) 外郭団体等の事業が、社会情勢の変化に対応し、市民ニーズに適応したものであるよう絶えず点検を行うこと。
- (2) 外郭団体等により提供されるサービスについて、その水準と事業コストとを総合的にとらえ、適正なものであるか絶えず点検を行うこと。
- (3) 市又は他の外郭団体等と業務の重複、あるいは類似事業を行っていないか精査し、行っている場合は、業務の集約を行うこと。
- (4) 経理の状況において、事業費より管理費の占める割合が高い外郭団体等、あるいは事業規模が小さく発展性のない外郭団体等については、設立趣旨を再認識し、サービスの提供手法のあらゆる可能性について比較検討を行うこと。

4 運営の効率化推進のための財政的関与の点検について

(1) 外郭団体等の財政分析を基に、下記の項目について点検を行うこと。

ア 補助金等の必要性の検討、補助対象事業及び補助率の点検

イ 委託の必要性の検討、委託事業及び積算方法の点検

(2) 外郭団体等の自主性、自立性の確保の観点から、特に市施策の推進上必要な場合を除き、財政的関与はできるだけ縮小させるよう努めること。

5 自立化・活性化に向けての人的関与の点検について

(1) 外郭団体等の事業規模、事業内容、経営状況及び職員の育成状況を踏まえ、市職員の派遣、さらには市退職者の役員就任及び職員としての雇用など人的関与の妥当性について、自立的な運営を推進する立場から点検を行うこと。

(2) 外郭団体等の自主性、自立性の確保の観点から、特に市施策の推進上必要な場合を除き、人的関与はできるだけ縮小させるよう努めること。

6 検査・監督体制の充実について

外郭団体等の業務の適正な執行と運営を確保するため、各所管において検査・監督体制を充実させること。

7 自主的な情報公開の推進について

外郭団体の経営の透明性・信頼性を確保するため、情報公開制度の導入とともに、自主的な情報提供の推進を図るよう求めること。

8 その他団体に関する事務について

所管部長等は、外郭団体に該当しない法人についても、市との関連の度合いに応じ、必要な範囲内において、外郭団体に準じて指導及び調整を行うものとする。